神戸町新型インフルエンザ等対策行動計画

神 戸 町

平成27年3月

第1編 総論

1.	はじめに・	• •	•	•	• •	•	•	• •	•	• •	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 2
2.	基本的な考	え方		•		•	•		•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 3
3.	流行規模の	想定		•		•	•		•		•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 4
4.	発生段階の	概要		•		•	•	• •	•		•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 5
5.	対策の基本	項目		•		•	•	• •	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 6
6.	組織体制•			•		•	•		•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 11
第	2編 発生	段階	別	対	応記	十画	Ī																	
1.	未発生期•			•		•	•		•		•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 22
2.	県内未発生	期・		•		•	•		•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 27
3.	県内発生早	期•		•		•	•	• •	•		•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 33
4.	県内感染期	(町	内	発生	上期 ′	~ 町	了内	大流	充行	「期)	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 38
5.																								• 42
	小康期・・	• •	•	•	• •	•	•	• •	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•			• 42
	小康期・・	• •	•	•	• •	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		• 42
資	小康期・・ 料・・・			•			•	•	•		•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 42 • 45
(• •				•	•	•	•		•		•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	

(注)本文中、

*印が付された用語について、資料(1)用語解説に掲載があります。

(例)近年、東南アジアを中心に高病原性鳥インフルエンザ*1 (H5N1型)が発生しており、このウイルスが人へ感染し、死亡例も報告されている。

第1編総論

1. はじめに

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルス*2 とは表面の抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生する。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を持っていないため、世界的な大流行(パンデミック*3)となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

加えて平成15年春に発生した「重症急性呼吸器症候群 (SARS)」をはじめ、「テング熱」や「エボラ出血熱」などの新興・再興 感染症もさらに脅威をもって迫ってきている。

とりわけ高病原性鳥インフルエンザは、平成16年1月、日本国内で79年ぶりに養鶏場などで発生するなど、近年、東南アジアを中心に鳥の間でH5N1 亜型の高病原性鳥インフルエンザが流行しており、このウイルスが人に感染し、鳥インフルエンザ(H5N1)を引き起こし死亡する例も報告されている。このような鳥インフルエンザ(H5N1)のウイルスが変異すること等により、人から人へと効率よく感染する能力を獲得して強い病原性を示す新型インフルエンザが発生することが懸念されている。

このような中、厚生労働省は、新型インフルエンザ対策のための国民に対する正確な情報の提供、 発生動向の把握、予防・治療などその流行状況に応じた部局横断的な対応が求められることから政 府の体制を整備し、対策を総合的に推進するため、「新型インフルエンザ対策推進本部」を平成17 年10月に設置するとともに、同年11月、WHO世界インフルエンザ事前対策計画をふまえた「新 型インフルエンザ対策行動計画」を策定し、医療体制の確保を中心に体制整備が進められてきた。

平成20年4月には「感染症の予防及び患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律」(平成20年法律第30号)が成立し、水際対策など新型インフルエンザ等の対策の強化が図られた。さらに科学的知見の蓄積を踏まえ平成21年2月行動計画の抜本的な改正が行われた。

また、病原性が高い新型インフルエンザや同様な危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定公共機関等の事業者等の責務や、新型インフルエンザ等の発生時における措置を定めた「新型インフルエンザ等対策特別措置法」が平成25年4月施行された。さらに同年6月には、「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」を策定し、国全体としての万全の態勢整備による新型インフルエンザ等対策の強化が図られている。

岐阜県では新型インフルエンザ対策を医療体制確保のみならず、社会機能を維持すべき重大な危機事案として捉え、発生前の段階から効果的な総合対策を進めていくため、平成17年12月に策定した岐阜県新型インフルエンザ対策行動計画(以下「県計画」という。)の改訂を平成21年2月に行った。さらに、平成25年10月には政府行動計画の見直しに伴い、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的な知見及び新型インフルエンザ等対策についての検証等を通じ、「岐阜県新型インフルエンザ等対策行動計画」の策定を行った。

神戸町では、平成27年3月、国計画及び県計画を踏まえ、町が実施する具体的対策である「神戸町新型インフルエンザ等対策行動計画」(以下「町計画」という。)を策定し、新型インフルエンザ等の発生による被害を最小限にし、町民生活の安全・安心の確保を図ることとした。

2. 基本的な考え方

県計画によると「市町村は、住民に最も近い行政単位であり、地域住民に対するワクチンの接種や、 住民の生活支援、社会的弱者への支援に関し、主体的に対策を実施することが求められる。対策の実 施にあたっては、県や近隣の市町村との緊密な連携を図る。」とされている。

(1) 状況に応じた柔軟な対応

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならない。過去のインフルエンザのパンデミックの経験等を踏まえると、一つの対策に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等、様々な状況で対応できるよう対策を講ずる。

本町としては、それらの内容に基づき、町が実施すべき対策を決定する。 国においては、病原性・感染力等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ、最も被害が大きい場合を想定し、強力な対策を実施するとともに、常に新しい情報を収集し、対策の必要性を評価し、さらなる情報が得られ次第、適切な対策へと切り替えることとしている。また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小・中止を図るなど見直しを行うこととしている。

県においては、それらを踏まえた対策の見直しが行われるので、町としては、それらの内容に基づき、町が実施する対策の見直しを行う。

(2) 発生段階に応じた対応

新型インフルエンザ等対策にかかる町の責務は、地域住民に対するワクチンの接種、住民の生活 支援、新型インフルエンザ等発生時の要援護者への支援に関する対策を実施すること等である。対 策の実施にあたっては、県や近隣市町村と緊密な連携を図る必要がある。

なお、県への協力を前提に、新型インフルエンザ等の発生前から流行が収まるまでの状況に応じて、 対策を進める。

3. 流行規模の想定

新型インフルエンザ等については、出現時期や、新型インフルエンザウイルス*4の病原性や 感染力の強さ等についての予測は困難であり、人の免疫力、社会環境など多くの要素に左右さ れ、軽微なものから重篤なものまで様々な場合があり得る。

現時点でその流行規模を完全に予測することは難しいが、県が国の行動計画を元に、米国疾病予防センター(CDC)により示された推計モデルを適用して、流行規模の想定を行ったところ、本町では、次のような患者発生等が予想される。

流行規模については、「全人口の25%が罹患し、流行が8週間続く」という国の想定(国計画)をもとに、町の流行予測を行った。

【町の流行規模及び被害の予測】

	平成 22 年 国勢調査人口(人)
全 国	128, 057, 352
岐阜県	2, 080, 773
神戸町	20, 065

	中等度(人)								
	感染者数	入院患者	1日当たり最大	死亡者数					
国計画	32, 000, 000	530, 000	101, 000	170, 000					
県計画	520,000	8,600	1,600	2, 800					
神戸町	5, 000	80	20	30					

重度(人)								
	感染者数	入院患者	1日当たり最大	死亡者数				
国計画	32, 000, 000	2,000,000	399, 000	640, 000				
県計画	520,000	32, 500	6, 500	10, 400				
神戸町	5, 000	310	60	100				

4. 発生段階の概要

新型インフルエンザ等への対策は、その発生状況等に応じてとるべき対応が異なることから、 あらかじめ状況を想定し、各状況において迅速かつ的確な対応ができるよう、平時より対応方 針を定めておく必要がある。

発生段階の決定については、国及び県が宣言(実施)する発生段階の引き上げや引き下げに 連動させて決定する。

現在、新型インフルエンザ等の発生は、「未発生期【前段階】」であり、国の行動計画の段階では、高病原性鳥インフルエンザの発生が認められ、まれにヒトへの感染事例が認められるが、ヒトからヒトへの持続的な感染は認められていない段階である。

74.6- 15.66	発生段階			
流行状態	町及び県計画	国計画		
新型インフルエンザ等が発生していない状態	未発生期	前段階 (未発生期)		
海外で新型インフルエンザ等が発生した状態		海外発生期		
国内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、岐阜県内では発生していない状態	県内未発生期	国内発生早期		
岐阜県内で新型インフルエンザ等の患者は発生しているが、すべての患者の接触歴を疫学調査で追える状態	県内発生早期			
岐阜県内で新型インフルエンザ等の患者の接触 歴が疫学調査で追えなくなった状態	県内感染期 (町内発生期~ 町内大流行期)	国内感染期		
新型インフルエンザ等患者の発生が減少し、低い 水準でとどまっている状態	小康期	小康期		

5. 対策の基本項目

新型インフルエンザ等対策の主たる目的として「感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を 最小限にとどめる」「町民生活を確保する」を達成するため6項目に分けて立案している。

県計画が分類する主要項目に基づき「実施体制」、「情報提供・共有」、「まん延防止」、「予防接種」、「医療」、「町民生活の確保」を町計画の基本項目とした。

(1) 実施体制

新型インフルエンザ等に迅速かつ的確に対応するためには、各段階に応じた行動計画をあらかじめ策定しておき、町民や関係機関に周知し、理解と協力を求めていく必要がある。

また、新型インフルエンザ等は、そのウイルスの病原性が高く感染力が強い場合等、多数の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、社会・経済活動の縮小・停滞を招くことが危惧されており、町全体の危機管理の問題として取り組む必要がある。このため公衆衛生部門と各関係機関との綿密な連携が求められる。さらに、パンデミック時には、社会機能を維持するため行政一丸となった取り組みが求められる。

本町においては、「神戸町新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定するとともに、各段階に応じた対策に支障が生じないよう必要な措置を講ずる。

また、新型インフルエンザ等が発生し、政府対策本部が設置された場合は、全庁一丸となった対策を強力に推進する方針等を示すため、ただちに町対策本部を設置し、本行動計画に基づき、迅速かつ的確な対応を講ずる。

また、国、県、保健所の対策に協力するとともに、医師会等の医療関係機関、学校、幼児園のほか、事業者などの協力が不可欠である。

町は、町民からの新型インフルエンザ等の相談に対応するために、相談窓口を開設し、流行の推 移に応じ、予防や医療体制に関する相談に加え、生活等の多様な相談に対応できる体制とする。

情報収集については、「岐阜県リアルタイム感染症サーベイランスシステム」などの情報を収集する。

(2)情報提供・共有

新型インフルエンザ等発生前においても、市町村は、新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報や様々な調査研究の結果などを、町民、医療機関、事業者等に情報提供する。こうした適切な情報提供を通じ、発生した場合の新型インフルエンザ等対策に関し周知を図り、納得してもらうことが、いざ発生した時に町民に正しく行動してもらう上で必要である。

なお、収集した情報については、ホームページ等を活用し、わかりやすい情報を提供し、正しい知識の普及や感染予防対策の周知・徹底を図るものとする。さらに、新型インフルエンザ等による町民のパニック防止という観点も含め、保健センター内に相談窓口を設置するなど、国内外の発生状況・対応状況等について、定期的に複数の情報を入手し、理解しやすい内容での情報提供を行う。また、関係機関等との連絡体制を整備し、迅速な情報共有を行うことにより、被害の拡大防止を図る。

(3) まん延防止

新型インフルエンザ等の発生時に可能な限り早期にまん延を防止する役割を担う。新型インフルエンザ等の発生予防及び感染拡大防止のため鳥インフルエンザ発生国、地域への出入国者に対する注意喚起を行う。

また、町民に対してうがい、手洗い、咳エチケット、マスク着用等基本的な感染症防御方法の実施や感染者に接触しないという個人単位での感染防止策の徹底を図る。「県内発生早期」における患者の入院に加え、必要に応じて町民の外出や集会の自粛の要請や一部の事業の自粛の要請等の対策を行い、社会的活動における接触の機会を減らす。

実際に対策を実施する際に協力が得られるよう、発生前から広く周知することが重要である。

(4) 予防接種

ワクチン接種の実施により、個人の発症や重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制が対応可能な範囲内におさめるよう努めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

1) ワクチン

- ・ 新型インフルエンザ対策におけるワクチンについては、製造の元となるウイルス株や製造 時が異なるプレパンデミックワクチン*5とパンデミックワクチン*6の2種類がある。
- ・ 備蓄しているプレパンデミックワクチンが有効であれば、備蓄ワクチンを用いることとなるが、発生した新型インフルエンザがH5N1以外であった場合や亜型がH5N1の新型インフルエンザであっても備蓄しているプレパンデミックワクチンの有効性が低い場合には、パンデミックワクチンを用いることとなる。
- ・ 新感染症については、発生した感染症によってワクチンを開発することが困難であること も想定されるため、本項目では新型インフルエンザに限って記載する。

2) 特定接種

特定接種とは、特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を 確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨 時に行われる予防接種を言う。

① 対象

「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの(以下「登録事業者」という。)のうち、これらの業務に従事する者(厚生労働大臣の定める基準に該当する者)に限る。

- ・ 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員
- 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員

3) 住民に対する予防接種

特措法において、緊急事態措置の一つとして住民に対する予防接種の枠組ができたことから、 緊急事態宣言が行われている場合は、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項の規定 (臨時の予防接種)による予防接種を実施する。一方、緊急事態宣言が発出されていない場合は、 予防接種法第6条第3項の規定(新臨時接種)に基づく接種を行う。 なお、具体的な予防接種の 実施については、国が示す「予防接種に関するガイドライン」に沿って行う。

① 対象者

住民接種は、全町民を対象とする(在留外国人を含む)が、町民以外にも、 町内の医療機関 に勤務する医療従事者および入院患者等も考えられる。

(5) 医療

新型インフルエンザ等患者及び疑い患者が適切な医療が受けられるよう医療機関との連携調整を する役割を担う。

県内発生早期の段階では、新型インフルエンザ等患者は感染症指定医療機関*8に入院させる。 海外発生以降は、新型インフルエンザ等に感染している可能性が高い、発生国からの帰国者や国内 患者の濃厚接触者の診療のために、国内各地域において帰国者・接触者外来*9が確保される。また、 帰国者・接触者相談センター*10(発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者であって、発熱・呼 吸器症状等を有する者から、電話で相談を受け、帰国者・接触者外来の照会をするための相談セン ター)が設置される。

帰国者・接触者外来以外の医療機関でも患者が診られるようになった場合には、帰国者・接触者 外来を指定しての診療体制から一般の医療機関で診療する体制に切り替えられる。

町においては、この帰国者・接触者外来及び帰国者・接触者相談センターの周知を行う。

新型インフルエンザ等の診断及び治療方法等が明らかとなった場合、それを各医療機関に速やかに周知徹底し、早期治療などを実現させるとともに、医療従事者への感染も懸念されることから、新型インフルエンザ等が疑われる者とそれ以外の疾患の患者との接触をさけることや医療従事者の健康管理などの実施指導等により、医療機関における二次感染防止を行う。

さらに、「町内大流行期」になった場合には、患者数が増大することが想定されることから、国、 県と協力し、医療機関においてトリアージを行い、新型インフルエンザ等による重症患者への優先 的な医療の確保と他の患者への感染を防ぐことの徹底が必要となる。

また、必要に応じて医療機関以外の公共施設等に患者を入所させることができるように検討すると ともに在宅医療の支援体制を整備しておくことも重要である。

(6) 町民生活の確保

ごみ収集やし尿処理機能の確保を図るとともに、外出自粛する高齢者、在宅療養する患者等への 必要な支援を行う。

各事業者に対しては、本人や家族の罹患等により相当数の従業員が欠勤することが予想されるため、業務継続計画を立て、発生に備えるよう要請するほか、従業員の出勤停止、受診の勧奨を要請する。

新型インフルエンザ等による死者が多数発生した場合に備えて関係機関と連携し、火葬場、遺体 安置所の確保等を図る。

6. 組織体制

(1) 神戸町新型インフルエンザ等対策推進部会

1) 開催

新型インフルエンザ等の発生前は「神戸町新型インフルエンザ等対策推進部会会議」を開催するなどし、全庁的な取り組みを推進するとともに、各課では町の行動計画や各省庁が定める具体的な対応を踏まえ、各課における所管事務の具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

2) 組織

•本部長……町長

• 副本部長……教育長

・本部員……各部長・課長

(2) 神戸町新型インフルエンザ等対策本部会議

1) 開催

全国的かつ急速なまん延により、政府対策本部長(内閣総理大臣)により新型インフルエンザ 等緊急事態宣言がされたときは、町新型インフルエンザ等対策本部を設置する。

新型インフルエンザ等の町内発生に備えた情報共有、危機対策を全庁的に進めるため、「神戸町 新型インフルエンザ等対策本部会議」を開催する。

2) 組織

•本部長……町長

• 副本部長……教育長

•本部員……各部長•課長

・庶務……総務課及び健康福祉課・保健センター

3) 主な所掌事務

- ① 町内発生に備えた総合的な対策に関する事項
- ② 発生時における町民等への支援・指導に関する事項
- ③ 発生時における被害拡大防止に関する事項
- ④ 関係機関等との連絡調整に関する事項
- ⑤ その他必要な事項

発生段階	未発生期 県内未発生期		県内未発生期 県内発生早期		県内感染期	小康期		
				田)	[[[]]][[]][[]][[]][[]][[]][[]][[]][[]]			
国の 発生段階	未発生期	海外発生期	国内発生早期		国内感染期	小康期		
庁 内			神戸町新型インフルエンザ等対策本部					
	神戸町新型インフルエンザ等対策推進部会							

(3) 実施各課の対策業務

(3) 天旭石		
担当課		新型インフルエンザ等対策に関する所管業務
	1	新型インフルエンザに関する情報の収集に関すること。
п	2	新型インフルエンザの発生時における所管業務の継続等に関すること。
	3	新型インフルエンザ対策に係る関係機関との連絡調整に関すること。
	4	国や県が実施する新型インフルエンザ対策との連携に関すること。
	5	その他対策本部長に命じられた事項に関すること。
	1	対策本部等の運営に関すること。
	2	各課の新型インフルエンザ対策業務、情報管理に係る総合調整に関すること。
	3	新型インフルエンザ対策に係る訓練に関すること。
	4	新型インフルエンザの発生時における役場の業務継続、組織体制の見直し等
		に関すること。
	5	新型インフルエンザの発生時における集会、イベントの自粛に関すること。
	6	新型インフルエンザの総合相談窓口の設置及び運営に関すること。
	7	新型インフルエンザの感染防止対策物品その他必要な物資・資財の備蓄に関
		すること。
総務課	8	新型インフルエンザの感染予防・まん延防止等のための職員及び庁舎の管理
		に関すること。
	9	新型インフルエンザ対策に係る県、他市町村、関係機関等との連携に関する
		こと。
	10	新型インフルエンザ対策に係る区長会との連絡・調整に関すること。
	11	新型インフルエンザ対策に係る消防団・自主防災組織との連絡調整に関する
	12	新型インフルエンザに関する広報(報道機関に対する情報提供、協力要請等)
	1.0	の統括に関すること。
	13	関係予算及び経理に関すること。
	14	在宅での療養する新型インフルエンザ患者の調査及び支援に関すること。
	15	その他、他の課に属さない事項の処理に関すること。
 税	1	新型インフルエンザの発生時における公的徴収金の猶予に関すること。
22 22	2	在宅での療養する新型インフルエンザ患者の調査及び支援に関すること。
	1	議会との連絡調整に関すること。
議会事務局	2	在宅での療養する新型インフルエンザ患者の調査及び支援に関すること。
	3	他課の応援に関すること。
	1	感染症法に基づく患者、接触者への対応に関すること。
健康福祉課	2	新型インフルエンザに関する情報提供及び普及啓発に関すること(心のケア
保健センター		を含む)。
	3	新型インフルエンザの健康相談窓口の設置運営に関すること。
	4	所管施設の新型インフルエンザの感染予防・まん延防止に関すること。

新型インフルエンザの健康観察、医療提供等に係る連絡調整に関すること。 新型インフルエンザの発生時における臨時医療所の設置に係る連絡調整に関 すること。 7 新型インフルエンザの発生時における医療機関との医療スタッフの応援体制 整備に関すること。 8 新型インフルエンザの発生時における入院を必要とする患者の受入れ搬送に 関する相談のこと。 9 新型インフルエンザの発生時における病院の機能確保(診療継続)に関する 相談のこと。 10 新型インフルエンザの発生時における福祉サービスの提供・継続に関する指 導等に関すること。 11 新型インフルエンザ発生時における高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児等に 健康福祉課 対する生活支援に関すること。 保健センター 12 医療スタッフの新型インフルエンザの感染防止体制の整備に関する相談のこ と。 13 新型インフルエンザに関する患者からの医療、健康相談に関すること。 14 抗インフルエンザウイルス薬の適正使用に関すること。 15 抗インフルエンザウイルス薬の予防投与に関すること。 17 ボランティアに関すること。 18 民生児童委員への協力要請及び連絡調整に関すること。 19 医師会、医療機関等との連絡調整に関すること。 20 在宅での療養する新型インフルエンザ患者の調査及び支援に関すること。 子ども家庭課 1 町立幼児園における新型インフルエンザの患者の把握、報告に関すること。 新型インフルエンザの感染予防・まん延防止等のための環境衛生及び環境保 1 全に関すること。 新型インフルエンザに関する在住外国人への情報提供に関すること。 新型インフルエンザ発生時における生活必需品の流通に関すること。 3 住民環境課 新型インフルエンザの発生時における、死体の安置及び埋火葬に関すること。 火葬体制の整備に関すること。 5 防疫・感染性廃棄物の処理に関すること。 6 在宅での療養する新型インフルエンザ患者の調査及び支援に関すること。 新型インフルエンザに関する商工業者への情報提供、事業継続・自粛要請、 1 感染予防指導等に関すること。 新型インフルエンザの発生時における観光客誘致活動の取扱いに関するこ ک ، 産業建設課 3 高病原性鳥インフルエンザの動向監視に関すること。 4 飼育鳥、野鳥等の不審死への対応に関すること。 在宅での療養する新型インフルエンザ患者の調査及び支援に関すること。 新型インフルエンザの発生時における町道の維持管理に関すること。 新型インフルエンザに関する町営住宅の入居者への情報提供等に関するこ

		と。
	1	新型インフルエンザの発生時における上下水道処理に関すること。
	2	水道業者との連絡調整に関すること。
上下水道課	3	新型インフルエンザの発生時における上水の供給確保に関すること。
	4	患者に対する水道料金及び受益者負担金に関すること。
会 計 室	1	新型インフルエンザ発生時における関係費の支払い及び決算に関すること。
会 計 室	2	在宅で療養する新型インフルエンザ患者の調査及び支援に関すること。
	1	所管施設の新型インフルエンザの感染予防・まん延防止に関すること。
教育委員会	2	町立学校における新型インフルエンザの患者の把握、報告に関すること。
牧 月 安 貝 云	3	新型インフルエンザ発生時における、国際交流事業の取扱いに関すること。
	4	在宅での療養する新型インフルエンザ患者の調査及び支援に関すること。

- 注1) 各課は、本部分担任務によるほか、余裕のあるときは必要に応じ他方の行う事項についての応援を行う。
- 注2) 分担の明確でない対策は、本部長の指定する課において担当するものとする。

(4) 財政措置

1) 予算

新型インフルエンザ等対策は、状況に即応して緊急に実施する必要があるので、その経費は、可能であれば既定経費の流用や予備費の充当で賄うほか、必要であれば臨時議会を招集して速やかな予算措置を行う。

また、県や医療機関、事業者等が、新型インフルエンザ等対策を行う上で町有財産の使用が必要となり、その許可等を求めてきた場合には、可能な範囲で基準緩和や迅速処理を行う。

(5)情報収集

1) 方針

各発生段階において有用性・必要性の高い情報を優先して収集する。従って、新型インフルエンザ等が発生していない段階においては、初動対応を円滑に行うため、発生を疑わせるような海外等の情報を、鳥インフルエンザに関するものも含めて幅広く収集する。新型インフルエンザ等が発生した後は、発生地域における感染拡大の状況や社会経済への影響状況、それらに対する対策、新型インフルエンザ等の特性等に関する情報を重点的に収集し、効果的な対策展開に役立てる。

2) 収集する情報

各課は、次のような分担で情報を収集する。

	・全庁的な資料に掲載されている情報						
総 務 課	・報道された記事・ニュースの情報						
	・県対策本部からの情報						
	・県内における発生状況、感染者や濃厚接触者等の状況に関する情報						
健 康 福 祉 課	・保健所・医療機関が公開する情報						
保健センター	・高齢者・障がい者関連施設・介護事業所等が公開する情報						
子ども家庭課	・幼児園児等の感染状況に関する情報						
	・廃棄物に関する情報						
住民環境課	・火葬場の稼働状況及び死者に関する情報						
	・外国人相談窓口に関する情報						
	・商工業者等に関する情報						
産業建設課	・野鳥及びその死骸に関する情報						
	・主要道路の交通情報						
上下水道課	・上下水道の運営状況に関する情報						
数玄禾昌△	・学校等教育機関における感染状況、自宅療養者等(児童生徒等)の状況						
教育委員会	に関する情報						

3) 収集体制

県と密接に連携しつつ、各課と関係機関等との連絡網を活用して組織的に情報を収集し、収集 した情報は、対策本部に集約する

また、関係課に一斉に同一の情報を流せる体制を作り、町役場内の情報共有を確保する。

4) 公表情報の活用

関係機関では、次のとおりインターネットを通じて新型インフルエンザ等に関する情報を公表している。各課は、必要な情報を入手するため、これらも積極的に活用するものとする。

情報の種類	情報の入手先
県内の情報	・県のホームページ http://www.pref.gifu.lg.jp
	・厚生労働省 http://www.mhlw.go.jp/
	・国立感染症研究所 http://www.nih.go.jp/niid/index.html
国の情報	・国立感染症研究所の感染症情報センター
	http://idsc.nih.go.jp/index-j.html
	・検疫所 http://www.forth.go.jp
	・外務省海外安全ホームページ
	http://www.anzen.mofa.go.jp
	・世界保健機構(WHO) http://www.who.int/en/
海外の情報	・鳥インフルエンザ http://www.who.int/csr/disease/avian_influenza/en/
	・インフルエンザ http://www.who.int/csr/disease/influenza/en/

注) 各ホームページ URL は平成 26 年 11 月 1 日現在

(6) まん延防止

新型インフルエンザ等による住民の健康被害を最小限に止め、社会・経済機能を破綻させない ためには、その流行のスピードを緩める対策を講じることが重要である。

福祉課は、県等が行う感染拡大を抑止するための疫学調査や健康観察に積極的に協力するとともに、人の移動や集合を抑止し感染機会を減少させる措置等の徹底を図る必要がある。状況に応じ、町立の学校や福祉施設、集客施設において臨時休業等の措置を講じる。また、イベントその他の集客的事業活動についても、自粛等の措置を自ら実行し、又は要請する。

これについては各課が、各発生段階の状況等に応じて、関係する住民活動・企業活動の自粛や、所管する施設・事業の停止の必要性等を住民や事業者に十分説明し、責任を持って実行する。

(7) 医療の提供

- 1) 医療体制の整備等
- ① 基本的な医療体制

新型インフルエンザ等が圏内で発生した場合、多くの外来患者が医療機関を受診し、入院患者も増えると予想される。それでも、患者数が限られている初期段階においては、感染拡大を防止するため、受診できる医療機関をそのための体制が整備されている所に限定するとともに、軽症者であっても感染症指定医療機関等への入院とするのが適当である。

しかし、地域の医療資源(医療従事者、病床数等)には制約があるので、感染が広がり、そう した対応が効果的でなくなった段階では、適切な感染防止措置を実施できる医療機関であればど こでも受診可能な体制をとるとともに、軽症者は自宅療養とする対応に切り替えていく必要があ る。

このようなことを踏まえ、新型インフルエンザ等が発生した場合には、県は医師会及び各医療機関と協力し、次のとおり、各段階の状況に応じて最も効率的・効果的に医療を提供できる体制をとることとされている。

				大規模流行期前	大規模流行期(まん延期)	
串	\\ \	相	→ 火	事前に帰国者・接触者相談センタ	事前に直接医療機関に電話連絡	
事前	刊	个 目	談	ーに連絡・相談し、指示を受ける。	をする。	
				帰国者・接触者外来に限定する。	適切な感染防止措置を実施でき	
外	来	診	₩	\ ₽	(新型インフルエンザ等に感染し	る医療機関であればよい。
25		衫	療	た可能性が高い患者をそれ以外の	(原則として全ての医療機関で	
				患者と区別して診察)	受入れ)	
				全ての患者(疑似症患者を含む)	重症患者のみを入院受入れが可	
入	院	治	療	を感染症指定医療機関等へ入院さ	能な病床を有する医療機関へ入	
				せる。	院させる。(軽症者は自宅療養)	

② 医療提供への協力

県、医療機関等と連携し、新型インフルエンザ等への医療提供に関して次のような協力を行う。

- ・ 二次医療圏を単位とする対策会議へ参加し、必要な助言、調整を行う。
- 必要な場合には、臨時医療所の設置について協力・調整を行う。
- ・ プレパンデミックワクチン及びパンデミックワクチンの接種のための会場確保、設営、接種の事務等について協力する。

(8)情報提供・広報

1) 手段

1 / 子权	
項目	内容
町による広報活動	・記者会見 *新たな段階へと移行する場合、対策本部において重要な方針を決定した場合などには、町長自ら記者会見(感染防止上必要な場合は、非接触型で)を行う。 ・資料提供、テレビ・新聞・ラジオ等の広告、ポスター・パンフレット・ちらし、広報紙(広報ごうど)、防災行政無線、メールサービス(あんしんメール等)、神戸町役場ホームページ(http://www.town.godo.gif
	u. jp/)
報道機関による報道	テレビ、新聞、ラジオ、インターネット

2) 体制

項目	各 課	総務課・企画調整課
記者発表、資料提供	・資料の作成、情報提供	・必要に応じて報道機関と日時、
テレビ、新聞、ラジオの広告	・掲載等を依頼	方法を調整
広報紙(広報ごうど)	・必要な情報の掲載と更新	・情報提供
防災行政無線		・取材及び原稿の作成
メールサービス		・専用サイトの管理、運営支援
ホームページ		・注目情報等としてトップページ
N. 21		に頭出し

3) 新型インフルエンザ等専用サイト

企画調整課は、住民が新型インフルエンザ等に関する情報を入手する際の入り口となる専用サイトをあらかじめ準備し、圏内で発生した時には、次のとおりの内容を掲載する。

掲載項目	内容
インフルエンザの状況	・発生状況(圏内、県内、国内、海外)、基本的知識、感染予防策
社会活動の状況	・電気・上下水道・ガス、交通・通信、輸送・流通、学校、福祉施設 集客施設、集会・イベント
相談窓口	・健康、医療に関する相談[総合発熱相談センター、町相談窓口]
	・食料その他の生活必需品、産業、教育等に関する相談

4) 障がい者等への配慮

総務課は、ホームページ等の複数言語(英語、韓国語、中国語等)表示など、視聴覚障がい者、 高齢者等や在住外国人にも配慮したユニバーサルな情報提供を行う。

また、必要に応じ、相談窓口や発熱外来における通訳支援も行う。

5) 相談窓口の設置

- ① 本町民が主に利用するのは、健康福祉課に設置されるもの(電話番号 27-3111)である。
- ② 新型インフルエンザ等にり患した可能性が高い住民からの相談は、一義的には県の西濃保健所に設置される帰国者・接触者相談センターで受けるが、住民からは町役場にも相談があると予想される。これに対応するため、町役場にも専用の相談窓口や相談電話を設け、疾患に関する相談だけでなく、生活相談や行政の行う対策についての質問に至るまで、広範な内容の相談、問い合わせをできる限りワンストップで受ける体制を整えておく必要がある。

(9) 普及啓発

1) 基本的な感染予防策

新型インフルエンザ等の感染予防策は、基本的には通常のインフルエンザの感染予防策と同一である。各課は、関係する機関、団体や住民に対し、新型インフルエンザ等の感染を予防するため、次のような対応をするよう啓発を行う。

- ① 人混みへの外出時にはマスクを着け、帰宅後はうがい・手洗いを日常的に行うこと。
- ② 室内でもドアノブや手すり、取手など人がよく触れる所は、こまめに消毒用アルコール等で清拭すること。また、部屋の換気もこまめに行うこと。
- ③ 人混みや繁華街への外出、流行している地域への旅行等は控えること。
- ④ 発熱及び咳、くしゃみ、鼻水等の症状(以下「インフルエンザ様症状」という。)のある人は、他の人を感染させないよう、必ずマスクを着け、咳やくしゃみをするときはハンカチ、ティッシュ等で口と鼻をおさえ、鼻をかんだ手は直ちに洗うこと(以下「咳エチケット」という。)を励行すること。

≪咳エチケット≫

- ・咳・くしゃみは、ティッシュなどで口と鼻を押さえ、他の人から顔をそむけ、1m以上離れてする。使用したティッシュは、ビニール袋に入れて封をして捨てる。
- ・咳が出るときは、マスクを着用する。
- (注)マスクはより透過性の低いもの、例えば、医療用の「サージカルマスク」が望ましいが、通常の市販マスクでもウイルスの拡散をある程度防ぐ効果がある。

マスクの入手が困難な場合は、人混みでの飛沫感染を防止するため、ハンカチやティッシュ等で代用する。

いずれにしても、マスクを着用しているからといって、ウイルスの吸入を完全に予防できるわけではないことに注意し、説明書をよく読んで、正しく着用することが必要。

2) 食料等の備蓄

流行時に外出すると新型インフルエンザ等に感染する恐れがあるため、最低限の外出ですむよう、町民は2週間分程度の食料品や医薬品、日用品をあらかじめ備蓄しておくのが望ましい。各課は、このことについても住民啓発に努める。

<家庭の備蓄物資の例>

日用品・医療品	食料 (長期保存可能なもの)
<常備品>	<主食類>

□マスク(不織布製マスク)	□米
□ゴム手袋(破れにくいもの)	□乾麺類(そば、ソーメン、うどん等)
□水枕・氷枕(頭や腋下の冷却用)	□切り餅
□消毒薬(アルコール製剤・塩素系漂白剤等)	□コーンフレーク・シリアル類
□常備薬(胃薬、痛み止め、その他持病の処方	□乾パン
薬)	□各種調味料
□絆創膏(大・小)	
□ガーゼ・コットン(滅菌のものとそうでない	<その他>
もの)	□レトルト・フリーズドライ食品
□包带、湿布、消毒薬	□冷凍食品(家庭での保存温度や停電に注意)
	□インスタントラーメン
<通常の災害時にもあると便利なもの>	□缶詰
□懐中電灯	□菓子類
□乾電池	□ミネラルウォーター
□携帯電話充電キット	□ペットボトルや缶入りの飲料
□ラジオ・携帯テレビ	□缶ドロップ
□カセットコンロ・ガスボンベ	□チョコレート、キャラメル
ロトイレットペーパー	□ジャム
□ティッシュペーパー	□粉ミルク、離乳食、紙オムツ
□台所用ラップ、アルミホイル	□現金(カードが使えない場合に備えて)
□生理用品	
□ビニール袋	

- 注1) 解熱剤 (アセトアミノフェンなど) は、薬の成分によっては、インフルエンザ脳症を助長する可能性があるので、インフルエンザの場合、医師が処方した解熱剤以外は使用しないこと。
- 注2) 抗インフルエンザウイルス薬(タミフル等)は、発症後48時間以内に服用する必要があるので、インフルエンザ様症状がある場合には、常備薬等は服用せず、事前に電話連絡の上で医療機関を受診する必要がある。

3) 受診上の注意

インフルエンザ様症状があるからといって、事前に連絡しないで医療機関を受診すると、待合室等で他の人を新型インフルエンザ等に感染させてしまうおそれがある。また、新型インフルエンザかどうかは検査しなければ分からない。発生初期には、まず帰国者・接触者相談センターに連絡し、そこで紹介された医療機関を受診するようにすべきである。

大規模流行期以降になると、原則としてどの医療機関でも受診できるようになるため、帰国者・接触者相談センターに事前に連絡する必要はない。ただ、受入れ準備が整っていない医療機関もあるので、受診しようとする医療機関に直接問い合わせるか、かかりつけ医や総合センターに相談して適切な医療機関を紹介してもらい、指定された時間・場所にマスクを着用して受診するようにしなければならない。

なお、新型インフルエンザ等に感染しても軽症の場合には、救急車の要請は控え、公共交通 機関を利用することは避け、自家用車やタクシーを利用して受診するべきである。

総務課や福祉課のほか各課も、こうした点の住民への周知徹底を図る。

4) 冷静な対応

住民が入手する情報には、①国・地方自治体の提供する情報、②報道機関が提供する情報、 ③企業や民間団体等が提供する情報、④伝聞・噂などがあり、媒体も広報紙・新聞・雑誌・ テレビ・ラジオ・インターネットなど様々である。

これらの情報の中には、根拠がなく信憑性に欠けるものもあり、特に噂には、事実でない 内容が含まれていることが多い。こうした情報を過度に信用して行動すると、自らが思わぬ 被害に遭ったり、他人に不当な損害を与えたりしかねない。信用のおける機関や人に相談す るなど、情報の信憑性を確認して冷静に対応することが重要である。

これは、災害等の際における基本的な心構えであり、各課は、機会あるごとに住民に注意を呼びかける。

(10) 社会・経済機能の維持

1) 事業者の対応

各課は、次のとおり関連する事業者に対し、県及び関係団体と連携し、新型インフルエンザ等が流行した場合においても、適切な感染防止策が実施され、必要な業務の継続が図られるよう、事業継続計画の作成・実行、感染予防策の準備・推進等を要請する。

特に、次のような社会機能の維持に関わる事業者等に対しては、事業継続を強く要請するが、 集客的な事業を営む者に対しては、感染防止の徹底とその縮小・休止を要請する。

担当課	関係事業者	働きかけの重点				
総務課	公共交通事業者	・運行の維持、利用者啓発や防疫措置への協力				
電気・ガス・石油事業者・通常レベルの電気・ガス等供給の維持						
産業建設課 物流事業者 ・緊急時等の輸送手段の確保						
食品販売事業者 ・適正な食品流通の維持、衛生措置の徹底						
	食料生産等事業者	・食料生産等の継続、衛生措置の徹底				
各課	その他所管する指導監					
	督業務等の対象事業者					

2) 町業務の維持

新型インフルエンザ等が発生すると、町においても、これに罹患して出勤できなくなる職員が増加する中で、対策業務が急増し、担当課に対して他課からの応援が必要となる。一方、普段から行っている業務の中にも、住民の生活や安全を守るため中断することができないものもあり、その継続に必要な要員は確保しておかなければならない。

こうした状況の中で、新型インフルエンザ等への対策を十分に行いつつ、必要な業務は継続して住民サービスの低下を最小限に止めるためには、町としても、事業継続計画を作成することが必要になる。同計画には、新型インフルエンザ等発生時の厳しい状況を想定し、一部の事務事業の休止や延期も念頭において、確保可能な要員で必要な業務を実施・継続するためのものである。それに基づき、事態の進展に応じた体制を速やかに構築するものとする。

また、罹患して出勤できなくなる職員を増やさないよう、職員への基本的な予防策の啓発、職場での感染防止措置、業務方法の変更・制限、対策に必要な物資の確保などの対策も十分に行い、要員確保に努めることも重要である。必要な行政サービス水準を維持しつつ、状況の変化に応じて、それらの対策を適切に準備・推進していく必要がある。

特に本町においては、重要なライフラインである上水道や下水道のほか、一般廃棄物の処理、 遺体の埋火葬など、住民生活を維持していく上で不可欠な業務を行っており、これらの業務に ついては、そうした対応を徹底して行う必要がある。

3) 住民生活の維持

産業建設課は、食料や日用品の生産・流通に携わる事業者に対し、新型インフルエンザ等が発生した場合における感染防止や事業継続の取組を積極的に推進し、住民への安定供給を確保するよう要請する。

新型インフルエンザ等の影響が大きくなってくると、日常的に必要な医療・福祉サービスが 受けられなくなる在宅の高齢者、障がい者等や、罹患等で買い物にも行けず食料等が手に入ら なくなる世帯も出てくる。健康福祉課は、それらの者に対する生活支援を行う。

第2編 発生段階別対応計画

発生段階ごとに、目的、主要 6 項目 (1) 実施体制 (2) まん延防止 (3) 予防接種 (4) 医療 (5) 情報提供・共有 (6) 町民生活の確保について、具体的な対策を行う。

この対策については、病原性が高く、感染力が強い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、インフルエンザ等の特性を踏まえ、病原性が低い場合など様々な状況に対応できるよう選択肢を示すものである。 また、各担当課は、主にその対策を実施する担当課を示している。

1. 未発生期(国:未発生期)

		・新型インフルエンザ等が発生していない状態
状 況	況	・海外において、鳥などの動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的
		に発生しているが、人から人への持続的な感染は見られない状況
	44	1 国、県との連携した発生の早期確認
目	的	2 発生に備えた体制の整備

【具体的対策】

(1) 実施体制

対策	内 容		担	当	課	
	相談窓口の組織体制、開設時					
1) 相談窓口の設置	間、必要な資機材等を具体的に検	健	康	福	祉	課
	討し、準備を行う。					
	① 職員が新型インフルエンザに					
	罹患することがないように十					
	分な予防策を講じるとともに、					
	一定数の町職員が罹患した状					
	況でも新型インフルエンザ対					
2) 町業務継続計画の策定	策が十分に実施されるよう、行	総		務		課
	政サービスの過剰な低下を招					
	かないよう業務継続計画を策					
	定し、町業務の絞込み、休止な					
	どを想定しておく。					
	② 各種対策を実施する際の感染					
	防護衣等を準備する。					
	① 新型インフルエンザ対策、鳥イ	健	康	福	祉	課
	ンフルエンザの発生動向等に	保	健	セン	タ	_
	関する国内外の情報収集を行	産	業	建	設	課
3) 発生情報の収集	う。					
	② 幼児園、学校等におけるインフ	子	ど	も家	庭	課
	ルエンザ様症状による欠席者	教	育	委	員	会
	の状況を把握する。					

(2) まん延防止

対策	内容		担	当	Ī	 課	
	手洗い、うがい、マスクの着用、						
	咳エチケット等の基本的な感染予						
	防策の普及を図る。また、自分が						
	患者になった場合の行動について						
	の理解促進を図る。	総		矜	Ç		課
1) 感染予防とまん延防止	新型インフルエンザ発生時に実	子	ど	B	家	庭	課
	施され得る患者の濃厚接触者の外	教	育 委		員	会	
	出自粛、学校、幼児園の臨時休業、	健	康	福	i	祉	課
	集会の自粛等感染拡大をできる限	保	健	セ	ン	タ	J
	り抑えるための対策について周知						
	を行い、町民、関係者等の理解促						
	進を図る。						
	新型インフルエンザにおけるワ						
	クチンの役割や、供給体制、接種	健	康	福	Í	祉	課
2) ワクチンの接種体制	体制、接種対象者や接種順位のあ	保	健	セ	ン	タ	_
	り方といった基本的な情報につい						
	て情報提供を行う。						
3)衛生資器材の確保等	衛生資器材(消毒薬、マスク等)	総		矜	5		課
□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	の確認及び備蓄を図る。	保	健	セ	ン	タ	_

(3) 予防接種

対 策	内容
 1) ワクチンの供給	県をはじめ関係機関等と協議・調整を行い、ワクチンを円滑に流通でき
1 /	る体制を構築する。
	・国が特定接種を実施することを決定した場合、接種対象者となる町職員
2) 特定接種	に対し、本人の同意を得て特定接種を行う。
	・接種会場においては、接種を受ける者に身分証明の提示等、接種対象者
	であることを確認した上で、接種を行う。
	・特定接種対象者に対し、接種の目的、実施方法、安全性、有効性等に関
3)特定接種の広報	する情報提供を行う。
• 相談	・町民に対し、具体的な接種の進捗状況や、ワクチンの有効性安全性に関
11770	する情報、相談窓口の連絡先など、接種に必要な情報を提供する。
	・パンデミックワクチンの供給が可能になり次第、国が示す接種順位等の
	情報を基に、関係者の協力を得て接種を開始する。接種の実施にあたり、
4) 住民接種の実施	公的な施設の活用により接種会場を確保する。
	・原則として、町民を対象に集団接種を行う。

・発熱等の症状を呈している等の予防接種を行うことが不適当な状態に ある人については、接種会場に赴かないよう広報等により周知するとと もに接種会場において掲示等により注意喚起すること等により、接種会 場における感染対策を図る。 ・基礎疾患を有し医療機関に通院中の医学的ハイリスク者に関しては、通 院中の医療機関から発行された「優先接種対象者証明書」を持参した上 で、集団接種を実施する会場において接種することを原則とする。なお、 場合によっては、通院中の医療機関において接種することも考えられる。 ・医学的ハイリスク者に対するワクチン接種については、接種に係るリス ク等も考慮して、集団接種を実施する場合であっても、予診および副反 応に関する情報提供をより慎重に行うことに留意する。 ・ワクチンの大部分が10ml等の大きな単位のバイアルで供給されること を踏まえ、通院する医療機関において接種する場合であっても、原則 として100人以上を単位として集団接種できる体制を構築する。 ・1ml等の小さな単位のバイアルの流通状況等によっては、医学的ハイリ スク者に対し、通院中の医療機関において、必ずしも集団接種によらず 接種を行うことも考えられる。 ・医療従事者、医療機関に入院中の患者、在宅医療を受療中の患者につい ては、基本的に当該者が勤務する。あるいは当該者の療養を担当する医 療機関等において接種を行う。ただし、在宅医療を受療中の患者であっ て、当該医療機関における接種が困難な場合、訪問による接種も考える。 ・社会福祉施設等に入所中の者については、基本的に当該社会福祉施設等 において集団接種を行う。 ・町民からの基本的な相談に応ずる。 5) 住民接種の広 ・病原性の高くない新型インフルエンザ等に対して行う予防接種法第6 報·相談 条第3項の規定に基づく新臨時接種については、個人の意思に基づく接 種であり、町としてはワクチン接種のための機会を確保するとともに、 接種を勧奨し、必要な情報を積極的に提供する。 6) 住民接種の有効 あらかじめ予防接種後副反応報告書および報告基準を町内の医療機関に 性・安全性に係る調 配布する。 杳 ワクチンの種類、有効性・安全性、接種対象者や接種順位、接種体制と 7)情報提供 いった具体的な情報について、国・県と連携して積極的に情報提供を行う。

(4) 医療

	対		策		内	容			担	当	İ	課	
					入院治療が必	要な新型イン	フル						
					エンザの患者が	増加し、医療	機関	総		矜	Ş		課
医	療	\mathcal{O}	確	保	の収容能力を超	えた場合に備え	え、	健	康	褔	i	祉	課
					公共施設等で医	療を提供する	こと	保	健	セ	ン	タ	<u> </u>
					についての検討	を行う。							

【感染症指定医療機関等一覧】(平成25年4月1日現在)

●第一種感染症指定医療機関(2床)

名称	病床数	所在地	電話番号
岐阜赤十字病院	2	岐阜市岩倉町 3-36	058-231-2266

●第二種感染症指定医療機関(28床)

名称	病床数	所在地	電話番号
岐阜赤十字病院	6	岐阜市岩倉町 3-36	058-231-2266
大垣市民病院	6	大垣市南頬町 4-86	0584-81-3341
中濃厚生病院	6	関市若草通 5-1	0575-22-2211
岐阜県立多治見病院	6	多治見市前畑町 5-161	0572-22-5311
久美愛厚生病院	4	高山市中切町 1-1	0577-32-1115

●結核病床を有する医療機関(137床)

名称	病床数	所在地	電話番号
長良医療センター	52	岐阜市長良 1300-7	058-232-7755
羽島市民病院	10	羽島市新生町 3-246	058-393-0111
大垣市民病院	40	大垣市南頬町 4-86	0584-81-3341
郡上市国保白鳥病院	4	郡上市白鳥町為眞 1205	0575-82-3131
岐阜県立多治見病院	13	多治見市前畑町 5-161	0572-22-5311
市立恵那病院	10	恵那市大井町 2725	0573-26-2121
久美愛厚生病院	8	高山市中切町 1-1	0577-32-1115

参考)『第6期 岐阜県保健医療計画』(案) 平成25年度~29年度:岐阜県:平成25年3月

(5) 情報提供・共有

対 策	内容		担	当	課	
	① 病原性鳥インフルエンザ及び	総		務		課
	新型インフルエンザの基本的	健	康	福	祉	課
	知識や標準予防策*8 について、	保	健	セン	タ	_
1) 町民への情報提供	広報紙、ホームページ等町民へ	産	業	建	設	課
	の情報提供の広報媒体を使い、					
	町民へ情報提供を行う。					
	② 海外渡航者に対し、海外での鳥	住	民	環	境	課
	インフルエンザの発生状況や	産	業	建	設	課
	予防策等の情報提供を行う。					
	新型インフルエンザの発生に備	総		務		課
2) 関係機関との情報共有	え、国、県、関係機関の情報共有	健	康	福	祉	課
	を図る。	保	健	セン	タ タ	_

(6) 町民生活の確保

対策	内容		担	当	課	
	防災対策のひとつとして食料・					
1)食料品等の確保	生活必需品の確保ができるよう、	総		務		課
	町民自らが可能な限り備蓄に努め					
	るよう周知を図る。					
	新型インフルエンザ発生に備					
	え、在宅の高齢者、障がい者等へ					
	の生活支援(見守り、訪問介護、	住	民	環	境	課
2) 要支援者等の支援	訪問看護、訪問診療、食事提供等)、	健	康	福	祉	課
	搬送、死亡時の対応等について、	保	健	セン	/ タ	_
	対象世帯の把握とともにその具体					
	的対応の検討を行う。					
	事業者に対し、新型インフルエ					
3) 事業所業務継続計画の	ンザの発生に備え、職場における	総		務		課
策定促進	感染予防策、重要業務の継続や一	産	業	建	設	課
	部の業務の縮小について業務継続					
	計画を策定するよう周知する。					
	火葬場の火葬能力及び一時的に	総		務		課
4)遺体に対する適切な対	遺体を安置できる施設等について	住	民	環	境	課
応	の把握・検討を行う。	教	育	委	員	会

2. 県内未発生期(国:海外発生期~国内発生早期)

		・海外又は他県で新型インフルエンザ等が発生した状態
状	況	・県内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態
		・海外においては、発生国、地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大して
		いる場合等、様々な状況
目	的	県内発生に備えて体制の整備を行う。

【具体的対策】

(1) 実施体制

対 策	内 容		担	当	課	
	課長会議等において、県内発生					
1)対策本部の設置	に備え町新型インフルエンザ等対	総		務		課
	策本部設置の要否を検討する。					
	新型インフルエンザQ&A等を					
2) 相談窓口の設置	活用し、町民からの相談に対応で	健	康	福	祉	課
	きるよう電話相談窓口を設置す	保	健	セン	ノタ	_
	る。					
	WHO、国、県等から新型イン					
	フルエンザの発生情報を収集す					
3) 発生情報の収集	る。岐阜県リアルタイム感染症サ	健	康	福	祉	課
	ーベイランスシステム、学校欠席	保	健	セン	ノタ	_
	者情報収集システム等により欠席	教	育	委	員	会
	者及び臨時休業の状況を把握す					
	る。					
	① 引き続き、町職員が新型イン					
	フルエンザに罹患することが					
4) 町業務継続計画の策定	ないように十分な予防策を講	総		務		課
	じるとともに、町業務の絞込	保	健	セン	ノタ	_
	み、休止などを想定しておく。					
	② 各種対策を実施する際の感染					
	防護衣等を準備する。					

(2) まん延防止

対策	内容		担	当	課	
	引き続き、手洗い、うがい、マ					
	スクの着用、咳エチケット等の基					
	本的な感染予防策の普及を図る。					
	また、自分が患者になった場合の	総		務		課
1) 感染予防とまん延防止	行動についての理解促進を図る。	健	康	福	祉	課
	また、新型インフルエンザ発生時	保	健	セ	ンタ	_
	に実施され得る患者の濃厚接触	教	育	委	員	会
	者の外出自粛、学校、幼児園の臨	子	ど	ŧ	家 庭	課
	時休業、集会の自粛等感染拡大を					
	出来る限り抑えるための対策に					
	ついて周知を行う。					
	海外への渡航予定者に対し、新					
	型インフルエンザの発生状況や					
2) 渡航に関する注意喚起	個人が取るべき対応及び渡航延	住	民	環	境	課
	期勧告に関する情報提供及び注					
	意喚起を行う。					
	プレパンデミックワクチン、パ					
	ンデミックワクチンの接種体					
	制・計画について周知するととも					
	に、整い次第、県と連携し、医療					
	従事者と社会機能維持にかかわ					
	る人を対象に集団的な接種を行					
3) 新型インフルエンザワ	うことを基本として本人の同意	保	健	セ	ンタ	_
クチン	を得てプレパンデミックワクチ					
	ンの接種を行う。					
	県と連携し、パンデミックワク					
	チンを全町民が速やかに接種で					
	きるよう、事前に定めた接種体制					
	に基づき具体的な接種体制の準					
	備を進める。					
	引き続き、衛生資器材(消毒薬、	総		務		課
4) 衛生資器材の確保等	マスク等)の確認及び備蓄を図				_	
	る。	保	健	セ	ンタ	_

(3) 予防接種

1) 特定接種の基準に該当する事業者の登録

- ・特定接種に係る接種体制、事業継続に係る要件や登録手続き等に関して国が作成する登録実施 要領に基づき国が事業者に対して行う、登録作業に係る周知、事業者の登録申請の受付及び 内容の確認等に県等からの要請に応じ協力する。
- ・登録事業者又は登録事業者が属する事業者団体ごとに特定接種の集団接種体制を構築すること が困難な場合には、必要に応じ業種を担当する府省庁等が行う事業者支援と接種体制構築に協力する。

2) 特定接種の接種体制の構築

- ・特定接種対象者となる職員をあらかじめ把握し、厚生労働省あてに人数を報告します。
- ※特定接種の対象となり得る新型インフルエンザ等対策の職務は以下のいずれかに該当 する者。
- ・安八郡医師会等からの協力を得て、医療従事者の確保、接種に要する器具等の確保を図り 職員への接種体制を構築する。
- ・国が登録事業者に対して行う接種体制の構築要請に協力する。
- ※新型インフルエンザ等対策の職務

区分1:新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる職務 (=新型インフルエンザ等の発生により生ずる又は増加する職務)

区分2:新型インフルエンザ等の発生に関わりなく、行政による継続的な実施が強く求められる国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する職務

区分3:民間の登録事業者と同様の職務

【参考:特定接種の接種対象業種】

		類型	業	順位
医療	新型イ	ンフルエンザ等医療型	新型インフルエンザ等医療	
医療分野	重大・緊	紧急医療型	重大・緊急系医療	1
	インフル	エンザ等対策の実施に	新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる業務に 従事する者 国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家 の危機管理に関する業務に従事する者	2
	活・国民 定分野	介護・福祉型	介護・福祉型サービスの停止等が利用者の生命維持に重大・緊急の 影響がある介護・福祉事業所	3

国民生活・国民 経済安定分野	指定公共機関型 指定同類型 (業務同類系)	医薬品・化粧品等卸売業、医薬品製造業、医療機器修理業・医療機器販売業・医療機器賃貸業、医療機器製造業、ガス業、銀行業、空港管理者、航空運輸業、水運業、通信業、鉄道業、電気業、道路貨物運送業、道路旅客運送業、放送業、郵便業 医薬品・化粧品等卸売業、医薬品製造業、医療機器修理業・医療機器販売業・医療機器賃貸業、医療機器製造業、映像・音声・文字情報制作業、ガス業、銀行業、空港管理者、航空運輸業、水運業、通信業、鉄道業、電気業、道路貨物運送業、道路旅客運送業、放送業、郵便業	3
	指定同類型 (社会インフラ系)	金融証券決済事業者、石油・鉱物卸売業、石油製品・石炭製品 製造業、熱供給業	
	その他登録事業者	飲食料品卸売業、飲食料品小売業、各種商品小売業、食料品製造業、石油事業者、その他の生活関連サービス業、その他小売業、廃棄物処理業	4

3) 住民接種の準備

- ・国および県の協力を得ながら、特措法第46条又は予防接種法第6条第3項に基づき、町民に対し、速やかにワクチンを接種することができる体制の構築を図る。
- ・ワクチン需要量を算出しておく等、住民接種のシミュレーションを行う。
- ・円滑な接種の実施のために、あらかじめ市町村間で広域的な協定を締結するなど、他市町村にお ける接種を可能にするよう努める。
- ・住民接種に関する実施要領を参考に地域の実情に応じてあらかじめ接種の開始日、接種会場等を 通知する方法を計画しておく。
- ・速やかに住民接種することができるよう、安八郡医師会等と協力し、接種に携わる医療従事 者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知等、接種の具体的な実施方法について準備 を進める。
- ・ワクチン接種の円滑な実施が可能となるよう、次に掲げる事項等に留意し、安八郡医師会等と 連携の上、接種体制を構築する。
 - ① 医師、看護師、受付担当者等の医療従事者等の確保
 - ② 接種場所の確保 (保健センター、学校等)
 - ③ 接種に要する器具等の確保
 - ④ 接種に関する住民への周知方法(接種券の取扱い等)
- ・各会場において集団接種を実施できるよう予診を適切に実施するほか、医療従事者や誘導のための人員、待合室や接種場所等の設備、接種に要する器具(副反応の発生に対応するためのものを含む)等を確保する。

4) 情報提供に係る国への協力

・新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や、供給体制・接種体制、接種対象者 や接種順位のあり方といった基本的な情報について情報提供を行い、国が行う国民への理解促 進に協力する。

(4) 医療

対策	内容		担	当	課	
	国や県が医師会等と整備を進					
	めている地域医療体制、検査体					
	制、抗インフルエンザ薬等につい					
	て分かりやすく周知する。					
	海外発生期以降は、新型インフ					
	ルエンザに感染している可能性					
	がより高い、発生国からの帰国者	総		務		課
1) 医療体制の周知	や国内患者の濃厚接触者の診療	健	康	福	祉	課
	のために、国内各地域において帰	保	健	セン	/ タ	_
	国者・接触者外来が設置されるた	教	育	委	員	会
	め、その周知を行う。					
	また、帰国者・接触者相談セン					
	ターが設置されるため、その周知					
	を行う。					
	公共施設等で医療を提供する必					
	要が生ずると予測される場合に					
	は、県と協議し、公共施設を確保					
	する。					

(5)情報提供・共有

対策		内		容				担	当	•	課	
	1	海外での	発生状	況、	新型イ	ン	総		Ť	务		課
		フルエン	ゲの基	本的	J知識、	予	健	康	礻	畐	祉	課
		防策など	の最新	情報	をホー	-4	保	健	セ	ン	タ	_
		ページ等	あらゆ	る広	報媒体	なを						
1) 町民への情報提供		使い、町	民に情	報提	供する) ₀						
	2	幼児園、	学校等	を通	じ、児童	童•	子	ど	£	家	庭	課
		生徒、利	用者等	及び	べその家	で族	教	育	Ź	委	員	会
		に対し、	新型イ	ンフ	'ルエン	/ザ						
		に関する	情報提	供を	・行う。							

対	策	内	容			担	当	課	
		県、関係機	関等とイン	ターネッ					
2)関係機関	との情報共有	トを活用し、	適時適切な	青報共有	総		務		課
		を図る。							

(6) 町民生活の確保

対策	内 容		担	当	課	
	食料・生活必需品が確保できる					
1) 食料品等の確保	よう、町民自らが可能な限り備蓄	総		務		課
	に努めるよう周知を図る。					
	在宅の高齢者、障がい者等への					
	生活支援(見守り、訪問介護、訪					
2) 要支援者等の支援	問看護、訪問診療、食事提供等)、	総		務		課
	搬送、死亡時の対応等について、	健	康	福	祉	課
	対象世帯の把握とともにその具	保	健	セン	タ	_
	体的対応の検討を行う。					
	事業者に対し、発生状況等に関					
	する情報収集に努め、事業継続に					
	不可欠な重要業務の重点化の準					
	備を行うよう周知する。					
3) 事業活動の自粛等	また、状況によっては、新型イ	総		務		課
	ンフルエンザが発生した場合は、	産	業	建	設	課
	新型インフルエンザ様症状の認					
	められた従業員の出勤停止、受診					
	の勧奨が要請されるため、その周					
	知をする					
	火葬場の火葬能力の限界を超					
	える事態が起こった場合に備え、	総		務		課
4)遺体に対する適切な対	一時的に遺体を安置できる施設	住	民	環	境	課
応	等の確保ができるよう準備を行	教	育	委	員	会
	う。					

3. 県内発生早期 (国:国内発生早期~国内発生期、県:県内発生早期)

		・県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、すべての患者の接触歴
状	況	を疫学調査で追うことができる状態
		・県内で患者が発生した場合、県対策本部は、県内発生早期に入ったことを宣言
		する。
	<i>5</i> /-	1 県内での感染拡大を出来る限り抑える。
目	的	2 感染拡大に備えた体制の整備を行う。

【具体的対策】

(1) 実施体制

対策	内容		担	当	課	
	町新型インフルエンザ等対策					
1)対策本部の設置	本部を設置し、各種対策を実施す	総		務		課
	る。					
	状況に応じ、相談窓口の人員増	健	康	福	祉	課
2) 相談窓口の設置	強、開設時間の延長等を実施す	保	健	セン	タ	_
	る。		,,			
	①WHO、国、県等から新型イン					
	フルエンザの発生情報を収集	健	康	福	祉	課
	する。岐阜県リアルタイム感染	保	健	セン	タ	_
	症サーベイランスシステムに					
3) 発生情報の収集	より受診患者数の状況を把握					
	する。					
	②幼児園・学校施設からの報告、	子	ど	も家	庭	課
	学校欠席者情報収集システム	教	育	委	員	会
	により欠席者及び臨時休業の					
	状況を把握する。					
	①引き続き、町職員が新型インフ					
	ルエンザに罹患することがな	総		務		課
	いように十分な予防策を講じ					
4) 町業務継続計画の策定	るとともに、町業務の絞込み、					
	休止などを想定しておく。	総		務		課
	②各種対策を実施する際の感染	保	健	セン	タ	_
	防護衣等を準備する。					

(2) まん延防止

対策	内容		担	 当 課	
	手洗い、うがい、マスクの着用、			<u> </u>	
	咳エチケット等の基本的な感染				
	 予防策の普及徹底を図る。また、				
	自分が患者になった場合の行動				
	 についての理解促進を図る。				
	また、新型インフルエンザ発生	総		務	課
1) 感染予防とまん延防止	時に実施され得る患者の濃厚接	健	康	福 祉	課
	触者の外出自粛、学校、幼児園の	保	健セ	ンタ	_
	臨時休業、集会の自粛等感染拡大	子	ども	家 庭	課
	を出来る限り抑えるための対策	教	育	委 員	会
	について周知を行う。				
	高齢者施設等の基礎疾患を有				
	する人が集まる施設や多数の人				
	が居住する施設等における感染				
	予防策を強化するよう周知する。				
	状況に応じ、町が主催する催し				
	物等各種行事を自粛する。また、				
2) 集会等の自粛	集会主催者等に対し集会等を自	関	係	各	課
	粛するよう協力要請する。				
	町民に可能な限り外出を自粛				
	するよう協力を呼びかける。				
	状況に応じ、幼児園、学校及び	ВВ	H.		
3) 公共施設の臨時休業	公共施設を臨時休業する。	関	係	各	課
	プレパンデミックワクチン、パ				
	ンデミックワクチンの接種体				
	制・計画について周知するととも				
	に、整い次第、県と連携し、医療				
	従事者と社会機能維持にかかわ				
	る人を対象に集団的な接種を行				
4)新型インフルエンザワ	うことを基本として本人の同意	保	健セ	ンタ	_
クチン	を得てプレパンデミックワクチ				
	ンの接種を行う。				
	県と連携し、パンデミックワク				
	チンを全町民が速やかに接種で				
	きるよう、事前に定めた接種体制				
	に基づき具体的な接種体制の準				
	備を進める。				

対 策	内 容		担	当	課	
5) 事業者の対応	事業者に対し、手洗い、うがい、	総		務		課
10) 事業有 沙州心	マスクの着用等職場における感					
	染予防策の徹底を促す。	産	業	建	設	課
	引き続き、海外への渡航予定者					
	に対し、新型インフルエンザの発					
6)渡航に関する注意喚起	生状況や個人が取るべき対応及	住	民	環	境	課
	び渡航延期勧告に関する情報提					
	供及び注意喚起を行う。					
7) 衛生資器材の確保等	衛生資器材(消毒薬、マスク等)	総		務		課
() 倒土貝盃的 炒傩休寺	の確認及び備蓄を図る。	保	健	セン	ン タ	_

(3) 予防接種

対 策	内容
1) 住民接種の実施	・「1未発生期」P21からの対策を継続する。
2) 住民接種の有効性・	・あらかじめ予防接種後副反応報告書および報告基準を町内の医療
安全性に係る調査	機関に配布する。

【緊急事態宣言がされている場合】

【紫急事態旦言かられている場合】									
対 策	内容								
1) 住民接種の実施	・基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき 予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施す る。								
	・留意点は「1未発生期」P21を参照。								
2) 住民接種の広報・相談	 ・病原性の高い新型インフルエンザ等に対して行う特措法第46 条の規定に基づく住民に対する予防接種については、接種を緊急 に実施するものであり、接種時には次のような状況が予想される。 ア. 新型インフルエンザ等の流行に対する不安が極めて高まっている イ. ワクチンの需要が極めて高い一方、当初の供給が限られている障がい者 ウ. ワクチンの安全性・有効性については、当初の情報が限られ、接種の実施と並行して情報収集・分析が進められるため、逐次様々な知見が明らかになる乳幼児 エ. 臨時接種、集団接種など、通常実施していない接種体制がとられることとなり、そのための混乱も起こり得る ・上記を踏まえ広報にあたっては、次のような点に留意する ① 接種の目的や優先接種の意義等を分かりやすく伝えることが必要である。 								

② ワクチンの有効性・安全性についての情報をできる限り公開するとともに、分かりやすく伝えることが必要である。
③ 接種の時期、方法など、町民一人ひとりがどのように 対応するべきかについて、分かりやすく伝えることが 必要である。
④ 具体的な接種スケジュールや接種の実施場所・方法、 相談窓口の連絡先等の周知を行う。

(4) 医療

対策	内 容		担	当	課	
	県内発生早期の段階では、新型イ					
	ンフルエンザ患者等は感染症指定医					
	療機関等に入院することを周知す					
	る。					
	新型インフルエンザに感染してい					
	る可能性がより高い、発生国からの					
	帰国者や国内患者の濃厚接触者の診					
	療のために、国内各地域において帰					
	国者・接触者外来が設置されるため、					
	その周知を行う。					
	また、帰国者・接触者相談センタ	総		務		課
1) 医療体制の周知	一が設置されるため、その周知を行	健	康	福	祉	課
	う。	保	健	セン	/ タ	_
	必要が生じた際には、帰国者・接触	教	育	委	員	会
	者外来を指定しての診療体制から一					
	般の医療機関でも診療する体制に移					
	行することを周知する。					
	公共施設等で医療を提供する必要					
	が生ずると予測される場合には、県					
	と協議し、公共施設を確保する。					
	県、消防本部等関係機関との連携を					
	強化し、患者搬送体制の再確認をす					
	る。					

(5) 情報提供・共有

対策	内 容		担		当	課	
	① 国内外の発生状況、新型インフル						
	エンザの基本的知識、予防策など						
	の最新情報について、ホームペー						
	ジ等あらゆる広報媒体を使い、町						
1) 町民への情報提供	民への情報提供を強化し、混乱防						
	止を図る。	総		彥	务		課
	② 幼児園、学校等を通じ、児童・生	健	康	福	畐	祉	課
	徒、利用者等及びその家族に対	保	健	セ	ン	タ	J
	し、新型インフルエンザに関する	教	育	孠	Ę	員	会
	情報提供を行う。	子	ど	£	家	庭	課
	引き続き、県、関係機関等とイン						
2) 関係機関との情報共有	ターネットを活用し、適時適切な情						
	報共有を図る。						

(6) 町民生活の確保

対策	内 容		担	当	課	
	食料・生活必需品が確保できるよ	総		務		課
1) 食料品等の確保	う、また、買い占めることがないよ	住	民	環	境	課
	う町民自らが可能な限り備蓄に努め	産	業	建	設	課
	るよう周知を図る。					
	在宅の高齢者、障がい者等への生					
	活支援(見守り、訪問介護、訪問看	住	民	環	境	課
2) 要支援者等の支援	護、訪問診療、食事提供等)、搬送、	健	康	福	祉	課
	死亡時の対応等について、対象世帯	保	健	セン	タ	_
	の把握とともにその具体的な対応の					
	準備を行う。					
	状況によっては、事業継続に不可					
	欠な重要業務以外の業務の縮小が要					
3) 事業活動の自粛等	請されるためその周知を行う。新型	総		務		課
	インフルエンザ様症状の認められた	産	業	建	設	課
	従業員の出勤停止、受診の勧奨も同					
	様に周知を行う。					
	火葬場の火葬能力の限界を超える					
	事態が起こった場合に備え、一時的	総		務		課
4)遺体に対する適切な対	に遺体を安置できる施設等をリスト	住	民	環	境	課
応	アップするとともに、遺体安置所の	教	育	委	員	会
	設置、運用の準備を行う。					

4. 県内感染期(国:国内発生期、県:県内感染期、町:町内発生期~町内大流行期)

		・県内、町内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなっ
		た状態(感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む)
状	況	・県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった場合、
		県対策本部は、国と協議の上、県内感染期に入ったことを宣言する。 また、町
		対策本部は、県との協議の上、町内感染期間に入ったことを宣言する。
		1 健康被害を最小限に抑える
目	的	2 町民生活への影響を最小限に抑える
		3 医療提供体制を維持する

【具体的対策】

(1) 実施体制

対 策	内容		担	当	課	
1)対策本部の設置	対策の規模、内容に応じ、本部 体制を拡大又は縮小する。	総		務		課
2) 相談窓口の設置	引き続き、相談窓口の人員増 強、開設時間の延長等を実施す る。また、状況に応じ、相談窓口 を拡大又は縮小する。	健	康	福	祉	課
	① 岐阜県リアルタイム感染症サーベイランスシステムにより、インフルエンザ受診患者の状況を把握する。	保	健	セン	ノタ	_
3) 発生情報の収集	② 幼児園・学校等施設からの報告及び学校欠席者情報収集システムにより欠席者及び臨時休業の状況を把握する。学校でのインフルエンザ集団発生の把握強化は中止し、通常の学校サーベイランスシステムに切り替える。	子教	育		戻 員	課会
4) 町業務の継続	町の業務継続計画により、業務 を遂行し、町民への行政サービス の低下を最小限にする。	関	- -	系	各	課

(2) まん延防止

対策	内容		担	当	課	
1)感染予防とまん延防止	引き続き、手洗い、うがい、マスクの着用、咳エチケットなど標準的予防策、飛沫感染防止等の周知徹底を図る。 高齢者施設等の基礎疾患を有する人が集まる施設や多数の人が居住する施設等における感染予防策を強化するよう周知する。	健保	康健	祖セン	祉 ⁄ タ	課
2) 集会等の自粛	町が主催する催し物等各種行事を自粛する。また、集会主催者等に対し集会等を自粛するよう協力要請する。 町民に可能な限り外出を自粛するよう協力を呼びかける。	関	包	系	各	課
3)公共施設の臨時休業	引き続き、幼児園、学校及び公 共施設を臨時休業する。					
4)新型インフルエンザワ クチン	プレパンデミックワクチン、パンデミックワクチンの接種体制・計画について周知するととを療徒事者と社会機能維持にかかわる人を対象に集団的な接種を行うことを基本として本人の同意を得てプレパンデミックワクチンの接種を行う。 県と連携し、パンデミックワクチンを全町民が速やかに接種できるよう、事前に定めた接種体制に基づき具体的な接種体制の準備を進める。	保	健	セン	タ	
5) 事業者の対応	引き続き、事業者に対し、手洗い、うがい、マスクの着用等職場における感染予防策の徹底を促す。	総産	業	務 建	設	悪悪
6) 衛生資器材の確保等	衛生資器材(消毒薬、マスク等) を活用する。	総保	健	務 セン	/ タ	課

(3) 予防接種

対策	内容
1)住民接種の実施	・予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。
	・留意点は「1未発生期」P21を参照。
2) 住民接種の有効	・あらかじめ予防接種後副反応報告書および報告基準を町内の医療機関に
性・安全性に係る調	配布する。
查	

【緊急事態宣言がされている場合】

対策	内 容
	・基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予
1) 住民接種の実施	防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。
	・留意点は「1未発生期」P21を参照。
2) 住民接種の広報	・留意点は「1未発生期」P22を参照。
相談	

(4) 医療

対 策	内容		担	当	課	
	①帰国者・接触者外来、帰国者・					
	接触者相談センター及び感染					
	症法に基づく患者の入院措置					
	を中止し、原則として一般の医					
	療機関において診療を行われ					
	るためその周知を行う。					
	入院治療は重症患者を対象	健	康	福	祉	課
	とし、それ以外の患者に対して	保	健	セン	<i>y</i>	_
	は在宅での療養となるためそ					
1) 医療体制の周知	の周知を行う。					
	国や県が医師会等と整備を進					
	めている地域医療体制、検査体					
	制、抗インフルエンザ薬等につ					
	いて分かりやすく周知する。					
	②公共施設等で医療を提供する	総		務		課
	必要が生じた場合には、公共施	健	康	福	祉	課
	設を確保する。	保	健	セン	タ	_
	医療機関を設置し流行がピー	教	育	委	員	会
	クを越えた後、その状況に応じ					
	て患者を医療機関に移送等に					
	より順次閉鎖する。					

(5) 情報提供・共有

対策	内 容		担	当	課	
	引き続き、発生状況、新型イン					
	フルエンザの基本的知識、予防策					
1) 町民への情報提供	などの最新情報について、ホーム					
	ページ等あらゆる広報媒体を使	総		務		課
	い、町民への情報提供を強化す	健	康	福	祉	課
	る。	保	健	セ	ンタ	_
	県、保健所、関係機関とインタ					
2)関係機関との情報共有	ーネットを活用し、適時適切な情					
	報共有を図る。					

(6) 町民生活の確保

対策	内容		担	当	課	
	食料・生活必需品の確保ができ	住	民	環	境	課
1) 食料品等の確保	るよう、また、買い占めることが	総		務		課
	ないよう町民自らが可能な限り	産	業	建	設	課
	備蓄に努める周知を図る。					
	① ごみ・し尿処理機能の維持を	住	民	環	境	課
2)ライフライン機能の維	図る。					
持	② 水道の安定供給を図る。	上	下	水	道	課
	在宅で療養する新型インフル					
	エンザの患者や在宅の高齢者、障					
	がい者等への生活支援(見守り、	健	康	福	祉	課
3) 要支援者等の支援	訪問介護、訪問看護、訪問診療、	保	健	セン	ノタ	_
	食事提供等)、搬送、死亡時の対	住	民	環	境	課
	応等について、対象世帯の把握と					
	ともにその具体的対応の準備を					
	県と連携して行う。					
	事業継続に不可欠な重要業務					
	以外の業務の縮小が要請される	住	民	環	境	課
4) 事業活動の自粛等	ためその周知を行う。新型インフ	総		務		課
	ルエンザ様症状の認められた従	産	業	建	設	課
	業員の出勤停止、受診の勧奨も同					
	様に周知を行う。					
	火葬場の火葬能力の限界を超	住	民	環	境	課
5)遺体に対する適切な対	える事態が起こった場合は、一時	総		務		課
応	的に遺体を安置できる施設等を	教	育	委	員	会
	直ちに確保する。	3/	L1	<u> </u>		4

5. 小康期

状	況	・新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態
目	的	町民生活の回復を図り、流行の第二波に備える。

【具体的対策】

(1) 実施体制

対策	内 容		担	当	課	Į
1)対策本部の設置	新型インフルエンザの再流行、毒性 の変化の際に迅速に対応できるよう考 慮の上、本部を縮小する。 緊急事態解除宣言がされたときは、 速やかに町対策本部を廃止する。	総		務		課
2) 相談窓口の設置	状況に応じて相談窓口を縮小する。	健	康	福	祉	課
3)発生情報の収集	再流行を早期に探知するため、幼児 園・学校でのインフルエンザの集団発 生の把握を再開する。	子教	ど 育	も 家 委	庭員	課会

(2) まん延防止

対策	内 容		担	当	課	
	引き続き、手洗い、マスクの着用な	総		務		課
1) 感染予防とまん延防止	ど標準的予防策*11、飛沫感染防止等の	,	tut.			
	周知を図る。	保	健セ	ン	タ	J
 2) 集会等の自粛	状況に応じ、外出や集会の自粛の解	関	係	各		課
2) 来五寸00日州	除について検討を行い、決定する。	大	ÞΝ	<u>Д</u> .		Ѭ
	状況に応じ、臨時休業していた幼児					
3) 公共施設の臨時休業	園・学校及び公共施設等の再開等につ	関	係	各		課
	いて検討を行い、決定する。					
	プレパンデミックワクチン、パンデ					
	ミックワクチンの接種体制・計画につ					
	いて周知するとともに、整い次第、県					
	と連携し、医療従事者と社会機能維持					
4) 新型インフルエンザワ	にかかわる人を対象に集団的な接種を	保	健セ	ン	タ	J
クチン	行うことを基本として本人の同意を得					
	てプレパンデミックワクチンの接種を					
	行う。					
	県と連携し、パンデミックワクチン					
	を全町民が速やかに接種できるよう、					
	事前に定めた接種体制に基づき具体的					
	な接種体制の準備を進める。					

対策	内 容		担	当	課	Į
	引き続き、事業者に対し、手洗い、	総		務		課
5) 事業者の対応	うがい、マスクの着用等職場における	産	業	建	設	課
	感染予防策の徹底を促す。	保	健	セン	タ	_
	衛生資器材(消毒薬、マスク等)を	総		務		課
6) 衛生資器材の確保等	補充する。	保	健	セン	タ	_

(3)予防接種

対策	内 容			
1) 住民接種の実施	・流行の第二波に備え、予防接種法第6条第3項に基づく接種を 進める。			
	・留意点は「1未発生期」P21を参照。			
2) 住民接種の有効性・安	・あらかじめ予防接種後副反応報告書および報告基準を町内の医療			
全性に係る調査	機関に配布する。			

【緊急事態宣言がされている場合】

対策	内容
1) 住民接種の実施	・流行の第二波に備え、予防接種法第6条第3項に基づく接種を 進める。
	・留意点は「1未発生期」P21を参照。
2) 住民接種の広報・相談	・留意点は「1未発生期」P22を参照。

(4) 医療

対策	内 容		担	当	課	
1) 医療体制の周知	状況に応じて、医療体制等が平	健康	=	福	祉	課
	常化するため、その周知を行う。		尿			

(5)情報提供・共有

対策	内容		担	当	課	
	引き続き流行の第二波に備え、					
1)町民への情報提供	町民への情報提供と注意喚起を	総		務		課
	行う。	健	康	福	祉	課
2)関係機関との情報共有	引き続き流行の第二波に備え、	保	健	セ	ンタ	<u> </u>
	関係機関との情報共有を継続す					
	る。					

(6) 町民生活の確保

対策	内容		担	当	課	
1)食料品等の確保	防災対策のひとつとして食					
	料・生活必需品の確保ができる	総		務		課
	よう、町民自らが可能な限り備					
	蓄に努める周知を図る。					
	① ごみ・し尿処理機能を平常の					
2) ライフライン機能の維持	体制へ戻す。	住	民	環	境	課
	② 水道機能を平常の体制へ移	上	下	水	道	課
	行する					
3) 要支援者等の支援	状況に応じ、生活支援等を順	健	康	福	祉	課
	次縮小する。	连	承	佃	7111.	床
	事業者に対し、事業継続に不					
	可欠な重要業務以外の業務の縮					
	小の要請が解除されるため、そ					
	の周知を行う。	総		務		課
4) 事業活動の自粛	事業者に対し、新型インフル	産	業	建	設	課
	エンザ様症状の認められた従業					
	員の出勤停止、受診の勧奨の要					
	請が解除されるためその周知を					
	行う。					
5)遺体に対する適切な対応	火葬場に火葬炉の稼動を平常					
	の体制に戻すよう要請するとと	住	民	環	境	課
	もに、遺体の一時安置所は、閉	教	育	委	員	会
	鎖する。					

【資料】

(1) 用語解説

*1 高病原性鳥インフルエンザ

一般に、鳥インフルエンザは鳥の感染症であるが、稀に鳥インフルエンザのウイルスが人に 感染し、人の感染症を引き起こすことがある。鳥インフルエンザウイルスが種差を超えて、鳥 から人へと感染するのは、感染した鳥又はその死骸や内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合と 限られるとされている。また、人から人への感染はきわめて稀であり、患者と長期間にわたっ て感染防止策をとらずに濃厚に接触した家族内での感染が報告されている。

*2 インフルエンザウイルス

インフルエンザウイルスは抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類される。人でのパンデミックをひきおこすのはA型のみである。A型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素(HA)とノイラミニターゼ(NA)という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。

*3 パンデミック

感染症の世界的大流行。

特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が免疫を持たず、人から人へ効率 よく感染する能力を得て、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

*4 新型インフルエンザウイルス

今まで人類が経験したことのない新しい亜型のA型インフルエンザウイルスが発生し、人から人へ感染する能力をもったもの。

*5 プレパンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン(現在はH5N1亜型を用いて製造)

*6 パンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチン

*8 感染症指定医療機関

感染症法に規定する特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指 定医療機関及び結核指定医療機関のこと。

* 特定感染症指定医療機関:新感染症の所見がある者又は一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院

- * 第一種感染症指定医療機関:一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院
- * 第二種感染症指定医療機関:二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院
- * 結核指定医療機関: 結核患者に対する適正な医療を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院若しくは診療所(これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。)又は薬局

※9 帰国者·接触者外来

発生国から帰国した者や国内患者との濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等有する人を 対象とした外来

※10 帰国者・接触者相談センター

発生国から帰国した人又は新型インフルエンザ患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器 症状等を有する人から電話で相談を受け、帰国者・接触者外来に紹介するための相談センター

*11 標準予防策

感染の有無にかかわらず、患者すべての血液、体液、分泌物、排泄物、粘膜、創傷皮膚は感染の可能性があるものとして考え、手洗い、個人的防護具(手袋、マスク、ゴーグル、フェイスシールド、ガウン)の使用など、適切な感染予防策のこと。

※参考 フェーズ

インフルエンザなどのウイルスの警戒レベルで4段階に分けられている。

フェーズの指定は、WHO(世界保健機関)の事務局長が行う。

- ①パンデミックとパンデミックの間の時期 (Interpandemic phase): 新型インフルエンザによるパンデミックとパンデミックの間の段階。
- ②警戒期(Alert phase):新しい亜型のインフルエンザの人への感染が確認された段階。
- ③パンデミック期(Pandemic phase):新しい亜型のインフルエンザの人への感染が世界的に拡大した段階。
- ④移行期(Transition phase): 世界的なリスクが下がり、世界的な対応の段階的縮小や国ごとの対策の縮小等が起こりうる段階。

(2) 参考資料

○新型インフルエンザ等対策特別措置法(抄)

(平成二十四年法律第三十一号)

(市町村行動計画)

- 第八条 市町村長は、都道府県行動計画に基づき、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画(以下「市町村行動計画」という。)を作成するものとする。
- 2 市町村行動計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項
 - 二 市町村が実施する次に掲げる措置に関する事項
 - イ 新型インフルエンザ等に関する情報の事業者及び住民への適切な方法による 提供
 - ロ 住民に対する予防接種の実施その他の新型インフルエンザ等のまん延の防止 に関する措置
 - ハ 生活環境の保全その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置
 - 三 新型インフルエンザ等対策を実施するための体制に関する事項
 - 四 新型インフルエンザ等対策の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関 との連携に関する事項
 - 五 前各号に掲げるもののほか、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策 に関し市町村長が必要と認める事項
- 3 市町村長は、市町村行動計画を作成する場合において、他の地方公共団体と関係が ある事項を定めるときは、当該他の地方公共団体の長の意見を聴かなければならない。
- 4 市町村長は、市町村行動計画を作成したときは、都道府県知事に報告しなければならない。
- 5 都道府県知事は、前項の規定により報告を受けた市町村行動計画について、必要が あると認めるときは、当該市町村長に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。
- 6 市町村長は、市町村行動計画を作成したときは、速やかに、これを議会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 7 第六条第五項及び前条第七項の規定は、市町村行動計画の作成について準用する。
- 8 第三項から前項までの規定は、市町村行動計画の変更について準用する。

○神戸町新型インフルエンザ等対策本部条例

(平成25年3月13日条例第1号)

(目的)

第1条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号。以下「法」という。)第37条において準用する法第26条の規定に基づき、神戸町新型インフルエンザ等対策本部(以下「対策本部」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

- 第2条 対策本部の長(以下「本部長」という。) は、対策本部の事務を総括する。
- 2 対策本部の副本部長(以下「副本部長」という。)は、本部長を助け、対策本部の事務を整理し、 本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 対策本部の本部員(以下「本部員」という。)は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。
- 4 対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。
- 5 前項の職員は、町の職員のうちから町長が任命する。

(会議)

- 第3条 本部長は、対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、対策 本部の会議(以下この条において「会議」という。)を招集する。
- 2 本部長は、法第35条第4項の規定に基づき、国の職員、その他町の職員以外の者を会議に出席 させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

- 第4条 本部長は、必要と認めるときは、対策本部に部を置くことができる。
- 2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。
- 3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。
- 4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

第5条 この条例に定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

付 則

この条例は、法の施行の日から施行する。

神戸町新型インフルエンザ等対策行動計画 神 戸 町

岐阜県安八郡神戸町大字神戸1111番地 電話0584-27-3111(代表) 平成27年3月発行